

第1版（平成25年9月1日）

新潟市暴力団排除条例

（平成24年新潟市条例第61号）

逐条解説

市民生活部市民生活課

安心・安全推進室

～ 目次 ～

- 条例制定の背景 . . . P 1
- 第1条 (目的) . . . P 3
- 第2条 (定義) . . . P 4
- 第3条 (基本理念) . . . P 6
- 第4条 (市の責務) . . . P 8
- 第5条 (市民等の責務) . . . P 9
- 第6条 (市の事務又は事業において講ずべき措置) . . . P 11
- 第7条 (公の施設の管理における措置) . . . P 14
- 第8条 (市民等に対する市の支援等) . . . P 16
- 第9条 (市民等の禁止行為) . . . P 17
- 第10条 (青少年に関して講ずべき措置等) . . . P 20
- 第11条 (新潟県等に対する暴力団排除に資する情報の提供) . . . P 21
- 第12条 (その他) . . . P 22

- 別紙1 . . . 新潟市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する合意書 (本文)
- 別紙2 . . . 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針

～ 条例制定の背景 ～

1 暴力団の資金獲得活動の多様化・巧妙化

暴力団は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、本解説において「暴力団対策法」という。）」第2条第2号に「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。」と定義されており、反社会的勢力であることが法的に位置づけられた団体です。

実際に、暴力団は市街地で拳銃を使用して殺傷事件を起こすなどして、国民の生活に大きな脅威となっていますが、暴力団が拳銃などの武器や違法薬物などを手に入れることができるのは、それらを購入する資金があるからです。

暴力団は、時代の変化や警察による取締りの強化に合わせて資金獲得活動を多様化・巧妙化させ、その組織実態を隠ぺいしながら、建設業、不動産業、金融・証券市場などの各業種に進出して、一般社会での資金獲得活動を活発化させています。

2 暴力団対策の状況（暴力団対策法改正による規制強化と資金を与えないなどのための暴力団排除条例制定の動き）

暴力団対策法は平成4年に施行後、暴力団の活動実態の変遷に対応しながら、暴力的要求行為の追加、準暴力的要求行為の禁止及び代表者の損害賠償責任などの追加改正を重ね、指定暴力団に対する規制を強化しています。また、平成24年の一部改正では「国及び地方公共団体の責務」に「指定暴力団員などを売買等の契約に係る入札に参加させないよう必要な措置を講ずること」「事務又は事業において暴力団員による不当な行為の防止及びそれにより生じた不当な影響の排除に努めること」が加えられ、国や地方公共団体が暴力団排除に努めることが暴力団対策法に明記されました。

暴力団対策法は、指定暴力団員などを直接的に規制することを主な内容としていますが、社会悪である暴力団を弱体・壊滅させ市民の安心で安全な生活を確保するためには、警察による取締りに加え、社会全体で暴力団に資金を与えないことが重要との考えから、全国で暴力団排除の気運が高まり、各業種で暴力団排除の対策が取られるようになりました。

また、全国の自治体において暴力団排除条例の制定が進み、都道府県については平成23年10月までに全国47都道府県全てで施行となりました。

新潟県では、平成23年8月1日に新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下本解説において「県暴力団排除条例」という。）が施行されています。

3 新潟市暴力団排除条例制定の必要性

県暴力団排除条例では、県内事業者及び暴力団員の一定の違反行為に対し、行政措置や罰則が科せられ、この行政措置や罰則は本市にも及びます。

しかし、

- 県暴力団排除条例には、本市の事務事業における暴力団排除措置は規定されていない。
- 青少年に対する暴力団排除教育に関して、本市内の学校等の教育機関に幅広く教育を実施するためには、本市も青少年に対する暴力団排除教育の措置を講じ、青少年が暴力団に加入せず暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための適切な措置を講ずる必要がある。

- 県暴力団排除条例では、事業者の行う事業に関してのみ暴力団員に対する利益の供与等を禁止しているが、市民生活全般においても「暴力団を利用すること」「暴力団の威力を利用すること」を禁止することが、実効性のある暴力団排除につながる。

ことから、本市においても暴力団排除のための対策を講じる必要があります。

本市には暴力団組織が存在し、暴力団員が活動しています。

また本市は、本州日本海側最大の都市として国際空港、港湾、新幹線、高速道路網などが整備され、日本海側の中枢拠点、環日本海地域の国際交流拠点となっていることから、今後、県内の暴力団はもとより他県の暴力団が本市に流入し、資金獲得活動を活発化させることも考えられます。

本条例は、このような暴力団情勢にかんがみ、本市における暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、市民の安心で安全な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定しました。

(目的)

第1条 この条例は、本市における暴力団排除⁽¹⁾に関し、基本理念を定め、並びに市⁽²⁾及び市民等⁽³⁾の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策の基本となる事項を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民等の安心で安全な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 趣旨

本条は、この条例が暴力団排除を推進することにより「市民等の安心で安全な生活の確保」と「社会経済活動の健全な発展に寄与すること」を目的としていることを定めています。

2 解説

- (1) 「暴力団排除」については第2条に定義しています。
- (2) 「市」とは、新潟市自治基本条例（平成20年新潟市条例第1号）第2条第3号に規定する「市」をいい、市長、市教育委員会などの市の執行機関、水道事業及び病院事業の公営企業管理者、市議会からなる基礎自治体としての新潟市をいいます。

新潟市自治基本条例

第2条 この条例において次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 略
 - (2) 市長等 市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいいます。
 - (3) 市 議会及び市長等をいいます。
- (3) 「市民等」については、第2条に定義しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員による不当な行為(1)アを防止(1)イし、及び当該行為が市民生活又は社会経済活動に与える不当な影響(1)ウを排除する(1)エことをいう。
- (2) 暴力団(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 市民等(4) 市内に住所(5)を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で事業活動(6) その他の活動(7)を行うものをいう。

1 趣旨

本条は、この条例における用語の定義を定めたものです。

2 解説

(1) 第1号の「暴力団排除」の説明は次のとおりです。

ア 「暴力団又は暴力団員による不当な行為」とは、暴力団又は暴力団員（以下この号において「暴力団員等」という。）による行為で市民等に不安や迷惑を覚えさせる反社会的な行為をいい、詐欺や恐喝等の刑法犯罪及び暴力団対策法に規定する暴力的要求行為等の禁止行為も含まれます。

イ 「(不当な行為を) 防止し」とは、暴力団員等の不当な行為による被害を防止するための仕組みを構築すること、実際に不当要求等の不当な行為を受けた際には毅然として対応し要求を断ることなどをいいます。

ウ 「(市民生活又は社会経済活動に与える) 不当な影響」とは、

- 市民等が暴力団員等による犯罪や暴力的要求行為の被害者となってしまうこと
- 暴力団員等からの暴力的要求行為に応じて資金を提供することにより市民等に経済的な損失が生じること
- 青少年が暴力団に加入することは暴力団組織の維持拡大につながり、また青少年自身が犯罪行為に手を染めてしまう可能性が高くなること

などをいいます。

エ 「(不当な影響を) 排除する」とは、

- 犯罪被害に関し、暴力団員に損害賠償請求を行う等の被害回復を図ること
- 不当要求に応じている場合は、暴力団員との関係遮断を図ること
- 青少年を暴力団に加入させないようにすること

など、

暴力団員等に利益を与えないこと

暴力団員等との関係を遮断すること

をいいます。

(2) 第2号の「暴力団」とは、暴力団対策法第2条第2号に規定する、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。

- (3) 第3号の「暴力団員」とは、暴力団対策法第2条第6号に規定する、「暴力団の構成員」をいいます。
- 暴力団対策法は、暴力団のうち一定の要件に該当する団体を「指定暴力団」として当該指定暴力団の構成員による一定の反社会的な行為等を規制していますが、本条例は、指定暴力団及びその構成員に限定せず、指定暴力団及びその構成員を含む「暴力団及び暴力団員」を本市から排除することを目的としています。
- (4) 第4号の「市民等」とは、地方自治法（昭和22年法律67号）第10条に定める「住民（市内に住所を有する者で、外国人市民や法人を含む。）」のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動などさまざまな活動を行っている個人や団体（法人格のない団体も含む。）をいいます。
- (5) 「住所」とは、民法第22条に規定する「各人の生活の本拠」をいい、住民登録の有無は問いません。
- (6) 「事業活動」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいい、その事業の準備も含まれます。営利目的か否かは問いません。
- (7) 「その他の活動」とは、事業活動にあたらぬ活動をいい、例えば、サークル活動団体等が単発的な催し物を開催するなどの場合をいいます。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、市及び市民等が、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与えるものである(1) という認識の下に、暴力団を利用しないこと(2)ア、暴力団に資金を提供しないこと(2)イ 及び暴力団を恐れないこと(2)ウ を基本として、市、市民等、関係機関(3) 及び関係団体(4) が相互に連携し、及び協力して(5) 推進されなければならない。

1 趣旨

本条は、本市からの暴力団排除を推進する上での基本理念について定めたものです。

2 解説

- (1) 「暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与えるものである」とは、暴力団は
- 暴力団対策法第2条第2号のとおり、その団体の構成員が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体であること
 - 市民等に対する暴力、対立抗争、更には示威活動などにより市民等の安全で平穏な生活を脅かしている存在であること
 - 組織的に行使する暴力及び暴力団対策法第9条に規定する暴力的要求行為等、その威力を利用して行う資金獲得活動等により社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼしていること
- などの実態をいいます。
- (2) 本条における、「暴力団を利用しない」「暴力団に資金を提供しない」「暴力団を恐れない」は、暴力団排除・暴力追放の「三ない運動」として広く普及している概念であり、本市からの暴力団の排除を推進するうえでの基本的な在り方を示したものです。
- ア 「暴力団を利用しないこと」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用しないことをいいます。
- イ 「暴力団に資金を提供しないこと」とは、暴力団員からの不当な要求に対して資金を提供しないことをはじめ、暴力団や暴力団員に対して一切の資金の提供を行わないことをいいます。
- ウ 「暴力団を恐れないこと」とは、反社会勢力である暴力団の存在を許さず、不当要求に屈しないという強い意思を保持することをいいます。
- (3) 「関係機関」とは、国の行政機関、新潟県（知事部局、新潟県教育委員会などの新潟県の執行機関、新潟県警察本部を含む。以下本解説において「県」という。）、その他周辺市町村をはじめとする他の自治体をいいます。新潟県警察本部（以下本解説において「県警察本部」という。）には各警察署も含まれます。
- (4) 「関係団体」とは、公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センター（以下本解説において「暴追センター」という。）や県内の各業種における暴力対策協議会など職域・地域による暴力団排除活動を行う団体をいいます。
- (5) 「相互に連携し、及び協力して」とは、組織的に活動する暴力団に対して、行政機関である市をはじめ、市民等、関係機関、関係団体が一丸となり、暴力団の排除に取り組むべき姿勢を示したものです。

本市は、平成25年3月22日に県警察本部と「新潟市が暴力団排除措置を講ず

るための連携に関するための合意書（別紙1）」を締結し、本市が第6条及び第7条の暴力団排除措置の実効性を確保するため連携していく体制をとっています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等の協力を得るとともに、関係機関及び関係団体と連携を図りながら、暴力団排除に関する施策(2) を総合的に推進する責務を有する。

1 趣旨

本条は、「暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する」という市の責務を定めたものです。

2 解説

- (1) 暴力団排除に関する施策を効果的に推進するためには、市民等の協力を得るとともに、関係機関及び関係団体との連携を図る必要があることから、これを市の責務として定めたものです。

「関係機関」及び「関係団体」の説明は、第3条解説(3)及び(4)のとおりです。

- (2) 「暴力団排除に関する施策」とは、第6条に規定する市の事務・事業からの暴力団排除、第7条に規定する公の施設の管理業務や利用からの暴力団排除、第10条に規定する青少年に対する教育等のための措置等のほか、暴力団排除イベントの開催、その他市民等に対する知識の啓発・情報の提供等、暴力団排除に関する様々な施策をいいます。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動 (1) に、自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策(2) に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、基本理念にのっとり、その行う事業活動(3) その他の活動 (4) により暴力団に利益を与えることがないよう努めなければならない (5)。

1 趣旨

本条は、暴力団排除に関する市民等の役割の重要性を踏まえ、市民等の責務を定めたものです。

第1項は、本条例の目的を実現するために、市民等が、暴力団排除のための活動を自主的に、かつ、相互の連携協力を図りながら取り組むべきであることを定めたものです。

第2項は、市民等が行う事業活動その他の活動において暴力団に利益を与えることがないよう努めることを、市民等の責務として明確に定めたものです。市民等が事業活動その他の活動を営むに当たって、暴力団に利益を与えないよう措置を講ずることは、事業活動等の健全性及び適切性を確保し、社会的責任を果たすために重要かつ必要なことであり、さらには企業防衛や自己防衛の観点からも不可欠なものです。

2 解説

(1) 「暴力団排除のための活動」とは、第2条第1号に定義する「暴力団排除」のための活動をいいます。

具体的には、第10条第2項に規定する青少年に対する指導助言等を行うこと、第11条第2項に規定する暴力団排除に資すると認められる情報を市又は県に提供すること、暴追センターが主催する不当要求防止責任者講習へ参加し対応要領を習得し実践すること、その他地域や職域の特性に合わせた関係遮断のための活動などをいいます。

(2) 「市が実施する暴力団排除に関する施策」とは、第4条解説(2)の解説のとおりです。

(3) 「事業活動」とは、第2条解説(6)のとおりです。

(4) 「その他の活動」とは、第2条解説(7)のとおりです。

(5) 本項にいう「暴力団に利益を与えることがないよう努めなければならない」とは、市民等の責務としての努力義務を規定したものであり、第9条第2項に規定する市民等の禁止行為である「暴力団の運営に資することとなる利益の供与」が含まれるのはもちろんのこと、契約等の取引の際、相手方が暴力団又は暴力団員かどうか分からない場合であっても、あらかじめ利益を与えない対策を講ずるよう努めることをいいます。

具体的方法としては、

- 契約約款等に暴力団排除条項を整備する
- 県暴力団排除条例第12条に規定する「取引の関係者の確認等」を実施する
- 平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(別紙2)」に基づく対応を実施するなどが挙げられます。

新潟県暴力団排除条例

(取引の関係者の確認等)

第12条 事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方、その取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認し、その取引の相手方に対して、契約時において当該相手方が暴力団員等ではないことを書面で誓約させるなど暴力団排除のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。

(市の事務又は事業において講ずべき措置)

第6条 市は、公共工事の契約その他の市の事務又は事業(1)により暴力団に利益を与えることがないように、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの(3)(4)を市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団排除のために必要な措置(5)を講ずるものとする。

1 趣旨

本条は、市が実施する事務又は事業において暴力団に利益を与えることがないように、つまり公金が暴力団の資金源となることを防止するために、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものを市が行う事務及び事業から排除するために必要な措置を講ずることを定めたものです。

また、暴力団排除を率先して行うべき市の責任も明らかにしています。

2 解説

(1) 「公共工事の契約その他の市の事務又は事業」とは、市が発注する公共工事の契約のみならず、物品の製造請負又は買入れ及び借入れや役務の提供等の調達契約、物品の売払い、公有財産の貸付け又は処分の契約、貸付金の貸付契約、補助金や交付金等の交付、許認可、登録等、市が実施する事務・事業の全てをいいます。

(2) 市の事務又は事業における排除対象者は、本条に規定する

- 暴力団
- 暴力団員
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものとなります。

(3) 「暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの」とは、次のアからオをいいます。

ア 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの

(ア)「法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者」とは、

- ① 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者(監査役、評議員、理事、監事等)をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者。
- ② 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者。
- ③ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者。

④ 事実上法人の経営に参加していると認められる者。

をいいます。

(イ)「法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者」とは、(ア)に準じ、その団体内における地位、その行う職務からみて実質的に団体の経営又は運営に従事していると認められる者をいいます。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

上記アの「役員等」に暴力団員は存在しないものの、暴力団又は暴力団員が当該団体の経営に大きな影響力を与えている場合をいい、「暴力団員が株主又は出資者として事実上経営を支配している場合」「暴力団員が親族や関係者を役員等にあってながら、実質的にはその暴力団員が経営権を支配している場合」などが該当します。

ウ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

「不正の利益を図る目的」とは、公序良俗に反する態様で自己の利益を不当に図る目的をいいます。

「第三者に損害を与える目的」とは、第三者に対して財産上の損害や信用失墜等の有形無形の損害を加える目的をいいます。

「暴力団又は暴力団員を利用」とは、事業取引を有利に進めるためや私的紛争の解決などのために、実際に暴力団員に仲介を依頼することはもちろん、自らが相手方に対し「交流関係のある暴力団組織名又は暴力団員の氏名を告げる」「暴力団組織名入りの名刺を示す」「暴力団組織のバッジや代紋（暴力団の組織を表す紋章）を示す」などして、暴力団の影響力を相手方に認識させ、暴力団の威力を利用することを含みます。

【主な例】

- 事業取引を有利に進めるために暴力団又は暴力団員を利用すること
- 下請参入や資材の納入等を受け入れさせるため暴力団又は暴力団員を利用すること
- 債権の取立てに暴力団又は暴力団員を利用すること
- 債務の免除や猶予の要求に暴力団又は暴力団員を利用すること
- 交通事故等の示談交渉の際に暴力団又は暴力団員を利用すること
- 暴力団又は暴力団員を利用して、ライバル関係にある団体等に対し信用失墜に陥る行為や業務を妨害して財産上の損害を加える行為をすること

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

「資金等」とは、金銭、物品、有価証券等の財物のほか、労役の提供等といった財産上の利益を含みます。

「便宜を供与する」とは、暴力団組織の円滑な運営に結果として役立つ行為をいいます。

【主な例】

- みかじめ料として暴力団員に一定の金銭を支払うこと
- 多額又は定期的に暴力団へ資金等を提供すること
- 暴力団が組織として行う葬儀、出所祝い、誕生会、事務所開き等のいわゆる「義理かけ行事」に祝い金等の金品を与えること
- 暴力団員に車を提供する又は継続的に貸し与えること

- 暴力団事務所に使用されることを知って不動産を提供又は売却若しくは賃貸すること
- 暴力団の興行に施設を提供すること
- 暴力団の「義理かけ行事」のために会場を提供又は貸し出すこと

オ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

「社会的に非難されるべき関係」とは、

- 暴力団員が関与する賭博、ノミ行為等に参加する
- 暴力団員と共犯事件で逮捕される

などの暴力団員と共に犯罪行為を行っている場合のほか、

- 暴力団員又はその家族に関係する行事（結婚式、還暦祝い、ゴルフコンペ等）を頻繁に共にする

- 暴力団員と頻繁に贈答品をやりとりする

- 自らが主催するパーティー等その他の会合において暴力団員を招待し、又は暴力団員が参加するパーティーその他の会合に招待され、同席することなど、暴力団又は暴力団員と密接に関係していることをいいます。

ただし、関係を有するに至った原因、暴力団員であることを知った時期やその後の対応、交際内容の軽重、交際の頻度等を個々具体的に検討します。

- (4) 「社会的に非難されるべき関係を有するもの」の「もの」とは、法律上の人格者である自然人及び法人のほか、法人格（権利能力）なき社団・財団を含みます。

- (5) 「(市が実施する入札に参加させないことその他の) 暴力団排除のために必要な措置」とは、

ア 「暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの（以下この号及び次号第1項の解説において「排除対象者」という。）ではないことの確認のため、事務又は事業の相手方から排除対象者ではない旨の「誓約書」を徴収する。

イ 平成25年3月22日に本市と県警察本部との間で締結した「新潟市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する合意書」に基づき、相手方が排除対象者であるか否かについて照会する。

ウ 警察への照会の結果排除対象者であることが判明した場合又は警察から排除対象者であることの通報を受けた場合は、

- 指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置を講ずる
- 契約や許可等をしないなど、事務事業の相手方としない
- 契約や許可等の後に排除対象者であることが判明した場合は、契約の解除や許可の取り消しを行う

などをいいます。

(公の施設⁽¹⁾の管理における措置)

第7条 市は、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの⁽²⁾に公の施設の管理⁽³⁾を行わせない⁽⁴⁾ものとする。

2 市長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者⁽⁵⁾は、公の施設の利用又は使用（公の施設において許可を受けて行う物品の販売その他の行為⁽⁶⁾を含む。以下この項において同じ。）が暴力団の利益となる⁽⁷⁾と認めるときは、当該公の施設の利用又は使用の許可又は承認（以下「利用の許可等」という。）について定める他の条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく利用の許可等をせず、又はこれを取り消すことができる。

1 趣旨

本条は、市が設置する公の施設の管理から暴力団を排除することについて定めたものです。

第1項は、市が設置する公の施設における「指定管理者の指定」に関し、指定管理料や利用料金が暴力団の資金源となることを防止するため、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものに公の施設の管理を行わせないことを定めたものです。

第2項は、市が設置する公の施設において、暴力団の資金獲得及び示威活動等の暴力団の利益となる利用をさせないために、必要となる処分の根拠を定めたものです。

本項の主旨は、市民の福祉を増進する目的である公の施設において、暴力団組織の資金源や維持発展に寄与する利用を行わせないことです。暴力団員個人の私的な利用（例えば、個人又は家族で体育施設でスポーツをすることなど）まで排除対象とするものではありません。

2 解説

- (1) 「公の施設」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に基づき、市が市民の福祉を増進する目的をもって市民の利用に供するために設けた、市の直営又は指定管理者により管理されている施設をいいます。具体的には「体育施設（体育館、運動広場、野球場、庭球場、武道場等）」「教育文化施設（博物館、美術館、図書館、文化会館、公民館、コミュニティセンター等）」「社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設、斎場等）」「基盤施設（駐車場、都市公園等）」をいいます。
- (2) 「暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの」とは、第6条解説（3）のとおりです。
- (3) 本項にいう「公の施設の管理」とは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づいて本市が行う指定管理者による管理をいいます。
- (4) 「(管理を)行わせない」とは、排除対象者であると判明した場合、指定管理者として指定をしないことや指定を取り消すなどの措置を講ずることをいいます。
- (5) 「指定管理者」とは地方自治法第244条の2第3項の規定及び本市の各施設条例の規定（いわゆる「指定管理者制度」）に基づき、本市の公の施設の管理を行っている法人又は団体をいいます。
- (6) 「公の施設において許可を受けて行う物品の販売その他の行為」とは、各施設条例において行為の制限として規定されている物品の販売や広告等を配布する行為等

をいいます。通常の施設利用のほか、行為の制限における許可についても、暴力団の利益となる行為は排除対象となります。

(7) 「暴力団の利益となる（利用又は使用）」とは、暴力団の勢力誇示や組織維持につながるような利用、又は施設を利用して得た収益金が暴力団の資金源となるような利用をいい、具体的には

- コンサート、格闘技イベント等の興行で、暴力団が主催するもの又は暴力団の収益になると認められるもの
- 暴力団員による公園等への露店出店
- 暴力団組長等の襲名披露式
- 斎場における暴力団員の組葬（式場の利用をいい、火葬場の利用は除く）
- 暴力団主催による脱法行為の研究会

などをいいます。

(8) 第1項における排除対象者であるか否か及び第2項における暴力団の利益となる利用（又は使用）か否かは、第6条解説（5）イと同様の方法で県警察本部に確認します。

地方自治法

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(市民等に対する市の支援等)

第8条 市は、市民等が暴力団排除のための活動に、自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民等に対し、暴力団排除に関する情報の提供⁽¹⁾ その他の必要な支援⁽²⁾ を行うものとする。

2 市は、暴力団排除の重要性について市民等の理解を深めるとともに、暴力団排除の気運を醸成するための広報その他の啓発活動⁽³⁾ を行うものとする。

1 趣旨

本条は、暴力団排除のために、市が市民等に対して行う支援等について定めたものです。

近年は全国的に暴力団排除の気運が高まっており、業界や企業ごとに暴力団排除の取り組みがなされています。しかし、個人事業者あるいは地域においては、暴力団排除活動の方法や暴力団から不当要求を受けた場合の対応要領等の情報を入手しにくいという現状もあります。

市では、市民等に広く暴力団排除の重要性を広報するとともに、市民等が実効性のある暴力団排除活動に取り組むことができるよう、県警察本部や暴追センターなどの関係機関と連携し、市民等に対し、暴力団排除に関する情報の提供や必要な支援を行います。

2 解説

(1) 「情報の提供」とは、暴力団排除活動の実例紹介、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等、暴力団排除のための活動に資する情報の提供をいいます。提供方法については、情報の内容により、市報やホームページで広く提供する場合と相談を受けたときに個別に提供する場合などがあります。

本条にいう情報には、個人が「暴力団員」又は「暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの」か否かの情報は含みません。

(2) 「その他の必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団排除のための活動に資する支援全体を指し、具体的には、

- 暴力団員に対する対処方針及び対処方法に関する助言及び指導
- 業種又は地域に応じた暴力団排除活動を行うことについての助言及び指導
- 各種暴力団排除に関する行事への協力及び後援

などをいいます。

また、暴力団排除活動に取り組んだことなどにより、暴力団員から危害を加えられるおそれがあると認められる市民等に対しては、県警察本部と連携して、必要な支援を行います。

(3) 「広報その他の啓発活動」とは、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団排除の気運の高揚などに資する活動をいいます。具体的にはポスター・チラシ等の配布、メディア等の活用などがあります。

(市民等の禁止行為)

第9条 市民等(1) は、債権の回収、紛争の解決その他目的のいかんを問わず、暴力団員の利用(2)、自己が暴力団又は暴力団員と関係があることを相手方に認識させることによつてする威圧(3)、その他の暴力団の威力の利用(4) をしてはならない。

2 市民等は、暴力団、暴力団員又は暴力団員が指定するもの(5) に対し、暴力団の活動を助長(6) し、又は暴力団の運営に資することとなる(7) 利益の供与(8) をしてはならない。

1 趣旨

本条は、市民等が、暴力団の威力を利用すること、暴力団員に対して利益を供与することを禁止したものです。

県暴力団排除条例第11条第1項では、事業者がその行う事業に関して暴力団の威力を利用することなどが禁止されていますが、本条は、事業性の有無にかかわらず市民等が「暴力団を利用すること」「暴力団の威力を利用すること」「暴力団の活動を助長し又は運営に資することとなる利益の供与」を禁止します。事業活動はもとより市民生活においても、暴力団の威力を利用したり暴力団に対して利益を供与することは、本条例の目的である「市民等の安心で安全な生活の確保」「社会経済活動の健全な発展に寄与」に反する行為であるからです。

第1項では、市民等が暴力団を利用すること及び暴力団の威力を利用することを禁止し、第2項では暴力団等に対する利益の供与を禁止しています。

新潟県暴力団排除条例

(利益の供与等の禁止)

第11条 事業者は、第18条第2項及び第3項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用すること又は利用したことの対償として金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与（法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする利益の供与その他正当な理由がある場合に於ける利益の供与を除く。第18条第3項及び第19条第3項において同じ。）をすること。

2 解説

- (1) 「市民等」とは、第2条解説(4)のとおりです。
- (2) 「暴力団員の利用」とは、事業取引を有利に進めるためや私的紛争の解決等のために暴力団員に仲介や処理を依頼することなどをいいます。
- (3) 「自己が暴力団又は暴力団員と関係があることを相手方に認識させることによつてする威圧」とは、自己の有利のために、相手方に対し
 - 交流のある暴力団組織名又は暴力団員の氏名を告げる
 - 暴力団組織名入りの名刺を示す
 - 暴力団組織のバッジや代紋を示すなどの行為をいいます。

- (4) 「威力」とは、人の意思を制圧するに足りる勢力をいいます。勢力は、客観的にみて相手方の自由意志を制圧するに足りるものであればよく、現実には相手方が自由意志を制圧されたことは要しません。

「暴力団の威力」とは、暴力団に属していることにより発生する威力をいいます。

暴力団は、暴力を背景とした組織的で悪質・執拗な行為により、他を圧倒し服従させる強い力を示すことを威力としており、暴力団に属していることは、そのような威力が発生します。

「暴力団の威力の利用」とは、自己の有利のために、暴力団の威力を相手方に認識させるなどして活用することであり、(3)の例示のほか、暴力団又は暴力団員の威力を利用する一切の行為をいいます。

- (5) 「暴力団員が指定するもの」とは、暴力団員が、市民等に対して利益の供与をする相手先として指定した自然人、法人、法人格を持たない団体をいいます。暴力団員が、自ら利益の供与を受ける代わりに指定した第三者にこれを受けさせ、結果的に暴力団を利するという脱法的な行為に対応するため、市民等が「暴力団員が指定したもの」に対して利益の供与をする行為についても禁止します。

- (6) 「暴力団の活動」とは、暴力団が組織を維持・発展させていくために行う資金獲得活動のことをいい、違法か合法かは問いません。

「暴力団の活動を助長（する利益の供与）」とは、暴力団の資金獲得に協力したり資金獲得活動を助けたりすることとなる利益の供与全般をいいます。

例えば、

- 資金の提供又は融資をすること
- 暴力団員が経営する会社と取引をすること
- おしぼり、門松、絵画、書籍その他の物品を購入すること
- みかじめ料や用心棒代を支払うこと
- 襲名披露式や出所祝い、組葬、興行などの開催にあたり会場を利用させること
- 興行のチケット販売を手伝う

などをいいます。

また、事業活動における各種契約や市の事務事業などの契約や申請などの際、申請者が暴力団員であることを隠蔽するために自己の名義を利用させる行為（いわゆる「名義貸し」）も、暴力団の活動を助長する利益の供与に該当します。

本市を含めて県内各自治体においても暴力団排除条例が施行され、事務事業等において暴力団排除措置が講じられ、民間企業においても契約約款等に暴力団排除条項の導入を進めています。このため、暴力団員が各種契約等の際に他人の名義を利用して暴力団としての属性を隠ぺいするなど、暴力団の活動の潜在化が進行しているという状況が見受けられます。市民等が、暴力団員が自己を暴力団員であることを隠す目的であることを知りながら名義を使うことを許す行為や、市民等が暴力団員に成り代わって各種契約等の手続きを行うなどの「暴力団のためになる行為」に該当する利益の供与も禁止するものです。

また、他人の名義を利用する（または利用させる）行為は、その態様により、詐欺・文書偽造等の刑法上の罪に問われることもあります。

- (7) 「暴力団の運営に資することとなる（利益の供与）」とは、暴力団組織の円滑な運営に結果として役立つこととなる利益の供与をいい、例えば、

- 暴力団事務所の用に供されることを知りながら建築・修繕（建設業法に基づいて保安上危険な建築物に対して行政庁から改築の命令を受けた場合など正

当な理由がある場合を除く)等を行うこと

○ 暴力団事務所の用に供されることを知りながら不動産契約を締結することなどをいいます。

水道法に基づく水道事業者による水道水の供給、電気事業法に基づく電気事業者による電気の供給、弁護士が刑事事件の弁護をするなど、法令上の義務にあたる場合は本項の利益の供与には該当しません。

- (8) 「利益」とは、金銭・物品・有価証券等の財物、債務の免除や役務の提供等といった財産上の利益のほか暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになる行為全般をさします。本条例の目的である「市民等の安心で安全な生活の確保」「社会経済活動の健全な発展」の実現のために、暴力団組織及び暴力団員のいない新潟市を目指すものであり、本条の利益は財物や財産上の利益に限りません。

「(利益の) 供与」とは、相手方に利益を提供し取得させることをいい、対価の有無は問いません。

(青少年⁽¹⁾) に関して講ずべき措置等)

第10条 市は、学校その他の教育機関⁽²⁾ において、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育⁽³⁾ が必要に応じて行われるよう、適切な措置⁽⁴⁾ を講ずるものとする。

2 市民等は、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対する指導、助言その他の援助を行う⁽⁵⁾ よう努めなければならない。

1 趣旨

本条は、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のため、市内の学校その他の教育機関において、青少年に対する暴力団排除の重要性に関する教育が行われるよう、市が適切な措置を講ずることや、市民等が、青少年に対して指導・助言その他の援助を行うよう努めることを規定したものです。

暴力団は社会に悪影響を与える存在ですが、暴力団を美化するような漫画、雑誌、映画などがあることも現実です。それらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の実態を理解させることにより暴力団に対する誤った認識を払しょくさせ、青少年が暴力団に加入すること及び暴力団犯罪に巻き込まれることを防止する必要があります。また、青少年に対する教育及び指導を推進することは、将来の暴力団加入者の減少と暴力団組織の弱体化に効果があることから、市民等の安心で安全な生活の確保につながります。

2 解説

- (1) 「青少年」とは、概ね中学生から高校生までの年齢層を想定しています。その理由は、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることへの理解が可能であることや、周囲に影響を受けやすく、暴力団への加入などの非行に走ることが比較的多い年齢時期であることからです。

中学生から高校生までの年齢層を中心として、真に実効性のある暴力団排除のために必要があれば、短期大学、大学、専修学校の学生も対象とします。小学生については、暴力団の排除についての十分な理解が難しい面があるため、犯罪の低年齢化傾向等、今後の状況を見極めながら必要に応じて措置を講ずることとします。
- (2) 「学校その他の教育機関」とは、市内の中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校（中等部及び高等部に限る。）、専修学校などをいいます。
- (3) 本条にいう「教育」とは、暴力団の実態、暴力団の悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させることを目的とした教育をいいます。具体的な方法としては、青少年用暴力団排除リーフレットの配付や、警察職員の派遣による講習等が挙げられます。
- (4) 「適切な措置」とは、リーフレットの作成や警察職員などの講師の派遣を依頼することなど、当該教育を円滑に推進するために講ずべき措置をいいます。
- (5) 「指導、助言その他の援助を行う」とは、例えば、「暴力団関係者が経営する飲食店等を客として利用したり、働いたりしないよう助言すること」「暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するため指導すること」などをいいます。

(新潟県等に対する暴力団排除に資する情報の提供)

第11条 市は、暴力団排除に資すると認められる情報(1)を得たときは、新潟県(2)に対し、当該情報を提供するものとする。(3)

2 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、市又は新潟県(4)に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

1 趣旨

本条は、暴力団排除を効果的に推進するために、暴力団排除に資する情報の提供について定めたものです。

第1項は、本市が暴力団排除の施策を推進していく中で、暴力団に関する様々な情報を入手することが考えられることから、こうした情報を県に対して提供することにより、警察による暴力団員の取締りのほか、県が行う暴力団排除のための施策に反映させるなどの効果的な暴力団排除を推進するため、市から県に対する情報提供について定めたものです。

第2項は、市民等は社会生活を営む上で暴力団に関する様々な情報に遭遇することが考えられます。そのような情報を本条例や県暴力団排除条例で定める施策へ反映させ暴力団排除を推進することが、市民等の安心で安全な生活の確保につながることから、市民等に対し、暴力団排除に資する情報を市又は県へ情報提供するよう努めることを規定したものです。

2 解説

(1) 「暴力団排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の活動実態に係る情報、暴力団の組織実態に関する情報等です。

具体的には、

- 企業Aは暴力団B会の幹部Cが実質的に経営する企業である。
- 企業Dは地元対策費と称して暴力団E一家に利益供与をしている。
- 企業Fは暴力団員が経営に関与しているといわれるG社やH社ばかりを下請けに参入させている。
- 暴力団I組はJ地区の飲食店からみかじめ料を徴収している。
- 最近、Kマンションの2階に暴力団員風の者が多数出入りするようになった。組事務所があるかもしれない。

などの情報をいいます。

また、暴力団排除活動に取り組んだことなどにより暴力団員から危害を加えられるおそれがあるとの情報や相談も、警察と連携して保護措置を講ずるための暴力団排除に資する情報に該当します。

(2) 「新潟県」とは、主に県警察本部、各警察署をいいます。

主に、本市市民生活部市民生活課（以下本項解説において「市民生活課」という。）から県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課に提供することとなります。

(3) 「提供するものとする」とは、第2項で規定する市民等における情報提供に関する努力義務規定よりも義務の程度が高い規定になっています。これは、暴力団排除の先駆者であるべき市としての社会的責任の重さから導かれるものです。

(4) 本市における暴力団排除担当部署は市民生活課です。「新潟県」とは、主に県警察本部、各警察署をいいます。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

1 趣旨

本条は、この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な場合は、市長が別に定めることについて規定したものです。

新潟市が暴力団排除措置を講ずるための
連携に関する合意書

新潟市
新潟県警察本部

新潟市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する合意書

新潟市長、新潟市教育委員会教育長、新潟市水道事業管理者及び新潟市病院事業管理者（以下これらを「甲」という。）と新潟県警察本部長（以下「乙」という。）は、新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号。以下「条例」という。）第6条及び第7条の規定の実効性を確保するため、甲が暴力団排除措置を講ずるための甲と乙との連携に関し、次のとおり合意する。

（定義）

第1条 この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務又は事業 新潟市が行う次に掲げる事務又は事業をいう。
 - ア 建設工事、設計・測量・建設コンサルタント、物品の製造請負又は買入れ及び借入れ、役務の提供等の調達契約
 - イ 物品の売払い
 - ウ 公有財産の貸付け又は処分の契約
 - エ 貸付金の貸付契約
 - オ 補助金、交付金等の交付
 - カ 許認可、登録
 - キ その他暴力団に利益を与えるおそれのある事務又は事業
- (2) 公の施設 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する新潟市が設置した公の施設をいう。
- (3) 暴力団 条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団排除措置 条例第6条及び第7条に規定する措置をいう。

（排除対象者）

第2条 暴力団排除措置の対象となるもの（以下「排除対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している

もの

- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(規程の整備)

- 第3条 甲は、暴力団排除措置を講ずるために、必要に応じ、所要の規程を整備するものとする。
- 2 乙は、甲が行う事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、所要の規程を整備する必要があると認めるときは、その旨を甲に要請することができる。

(排除対象者であるかの確認のための照会及び回答)

- 第4条 甲は、暴力団排除措置を講ずるため、事務又は事業若しくは公の施設の指定管理者の指定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づく公の施設の指定管理者の指定をいう。以下同じ。）の相手方が排除対象者であるか否かについて、別記様式第1号により乙に照会することができる。
- 2 乙は、前項の規定による照会があったときは、別記様式第2号により甲に回答するものとする。

(公有財産等の使用状況に関する照会及び回答)

- 第5条 甲は、暴力団排除措置を講ずるため、「市が所有している財産又は市が処分した財産（制限する期間内）（以下「公有財産等」という。）」の使用に関し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する事務所の用途に供されているか否かの確認のため、当該公有財産等の使用状況について、別記様式第3号により乙に照会することができる。
- 2 乙は、前項の規定による照会があったときは、別記様式第4号により、甲に回答するものとする。

(公の施設の利用に関する照会及び回答)

- 第6条 甲は、公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるか否かについて、別記様式第5号により乙に照会することができる。
- 2 乙は、前項の規定による照会があったときは、別記様式第6号により、甲に回答するものとする。

(通報)

- 第7条 乙は、第4条から第6条の規定による場合のほか、甲が行う事務又は事業若しくは公の施設の指定管理者の指定の相手方が排除対象者であると認めた場合、市

有財産が暴力団の事務所の用に供されていると認めた場合又は公の施設の利用が暴力団の利益になると認めた場合は、別記様式第7号により甲に通報するものとする。

(結果の通知)

第8条 甲は、第4条第2項、第5条第2項又は第6条第2項の規定により排除対象者等である旨の回答又は前条の規定による通報を受けた場合において、暴力団排除措置を講じたときはその具体的内容を、講じなかったときはその理由を別記様式第8号により乙に通知するものとする。

(不当介入への対応)

第9条 甲は、甲が行う事務又は事業の相手方に対し、当該事務又は事業に関し排除対象者又は排除対象者のおそれがある者から不法行為又は不当な要求を受けた場合は、速やかに警察に通報するよう指導するものとする。

(情報管理)

第10条 甲及び乙は、この合意書の運用により取得した個人情報を適正に管理し、当該個人情報をこの合意書に定める暴力団排除措置の目的以外には使用しないものとする。

(連携)

第11条 甲及び乙は、甲が暴力団排除措置を講ずるに当たり、情報交換又は具体的事案への対処のため必要があるときは、協議するものとする。

2 甲は、暴力団排除措置を講ずるに当たり、当該暴力団排除措置の対象者から不法行為又は不当な要求を受けるおそれがあると認めるとき、当該暴力団排除措置の対象者から訴訟を提起されることが予想されるときその他必要があるときは、乙に対して支援及び協力を求めることができる。

3 乙は、前項の規定による支援及び協力の求めがあった場合は、甲に対し必要な支援及び協力をを行うものとする。

(適用除外)

第12条 甲による暴力団排除措置に関し、法令等に定めがある場合又は別に合意書等を締結している場合は、第4条から第8条までの規定は適用しないものとする。

(協議)

第13条 甲による暴力団排除措置に関し、この合意書に定めのない事項又は合意書の運用に必要な事項については、その都度甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この合意書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲及び乙が署名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月22日

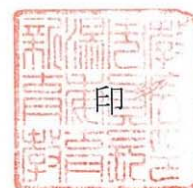
甲 新潟市長

藤田 昭



新潟市教育委員会教育長

阿部 愛子



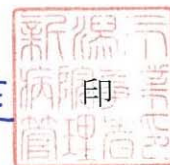
新潟市水道事業管理者

元井 悦朗



新潟市病院事業管理者

小池 哲雄



乙 新潟県警察本部長

砂川 俊哉



企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針

近年、暴力団は、組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標ぼうしたりするなど、更なる不透明化を進展させており、また、証券取引や不動産取引等の経済活動を通じて、資金獲得活動を巧妙化させている。

今日、多くの企業が、企業倫理として、暴力団を始めとする反社会的勢力*と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組みを進めているところであるが、上記のような暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、暴力団排除意識の高い企業であったとしても、暴力団関係企業等と知らずに結果的に経済取引を行ってしまう可能性があることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進する必要がある。

言うまでもなく、反社会的勢力を社会から排除していくことは、暴力団の資金源に打撃を与え、治安対策上、極めて重要な課題であるが、企業にとっても、社会的責任の観点から必要かつ重要なことである。特に、近時、コンプライアンス重視の流れにおいて、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものであるとも言える。

さらには、反社会的勢力は、企業で働く従業員を標的として不当要求を行ったり、企業そのものを乗っ取ろうとしたりするなど、最終的には、従業員や株主を含めた企業自身に多大な被害を生じさせるものであることから、反社会的勢力との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請である。

本指針は、このような認識の下、反社会的勢力による被害を防止するため、基本的な理念や具体的な対応を取りまとめたものである。

1 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

2 基本原則に基づく対応

(1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方

- 反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖感を与えるものであり、何らかの行動基準等を設けないままに担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもあり得るため、企業の倫理規程、行動規範、社内規則等に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応する。

* 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。

- 反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
- 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関（以下「外部専門機関」という。）と緊密な連携関係を構築する。
- 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
- 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

(2) 平素からの対応

- 代表取締役等の経営トップは、(1)の内容を基本方針として社内外に宣言し、その宣言を実現するための社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の一連の取組みを行い、その結果を取締役会等に報告する。
- 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備する。反社会的勢力対応部署は、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行う。
- 反社会的勢力とは、一切の関係をもたない。そのため、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。
- 反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項*を導入するとともに、可能な範囲内で自社株の取引状況を確認する。
- 取引先の審査や株主の属性判断等を行うことにより、反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築する。同データベースは、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用して逐次更新する。
- 外部専門機関の連絡先や担当者を確認し、平素から担当者同士で意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築する。暴力追放運動推進センター、企業防衛協議会、各種の暴力団排除協議会等が行う地域や職域の暴力団排除活動に参加する。

(3) 有事の対応（不当要求への対応）

- 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、当該情報を、速やかに反社会的勢力対応部署へ報告・相談し、さらに、速やかに当該部署から担当取締役等に報

* 契約自由の原則が妥当する私人間の取引において、契約書や契約約款の中に、①暴力団を始めとする反社会的勢力が、当該取引の相手方となることを拒絶する旨や、②当該取引が開始された後に、相手方が暴力団を始めとする反社会的勢力であると判明した場合や相手方が不当要求を行った場合に、契約を解除してその相手方を取引から排除できる旨を盛り込んでおくことが有効である。

告する。

- 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、積極的に、外部専門機関に相談するとともに、その対応に当たっては、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等に従って対応する。要求が正当なものであるときは、法律に照らして相当な範囲で責任を負う。
- 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せずに、不当要求防止責任者を関与させ、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応する。その際には、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇^{ちゅうちゅう}しない。特に、刑事事件化については、被害が生じた場合に、泣き寝入りすることなく、不当要求に屈しない姿勢を反社会的勢力に対して鮮明にし、更なる不当要求による被害を防止する意味からも、積極的に被害届を提出する。
- 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査する。調査の結果、反社会的勢力の指摘が虚偽であると判明した場合には、その旨を理由として不当要求を拒絶する。また、真実であると判明した場合でも、不当要求自体は拒絶し、不祥事案の問題については、別途、当該事実関係の適切な開示や再発防止策の徹底等により対応する。
- 反社会的勢力への資金提供は、反社会的勢力に資金を提供したという弱みにつけこまれた不当要求につながり、被害の更なる拡大を招くとともに、暴力団の犯罪行為等を助長し、暴力団の存続や勢力拡大を下支えするものであるため、絶対に行わない。

3 内部統制システムと反社会的勢力による被害防止との関係

会社法上の大会社や委員会設置会社の取締役会は、健全な会社経営のために会社が営む事業の規模、特性等に応じた法令等の遵守体制・リスク管理体制（いわゆる内部統制システム）の整備を決定する義務を負い、また、ある程度以上の規模の株式会社の取締役は、善管注意義務として、事業の規模、特性等に応じた内部統制システムを構築し、運用する義務があると解されている。

反社会的勢力による不当要求には、企業幹部、従業員、関係会社を対象とするものが含まれる。また、不祥事を理由とする場合には、企業の中に、事案を隠ぺいしようとする力が働きかねない。このため、反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置付けることが必要である。